

国 総 建 第 255 号
平成 17 年 12 月 16 日

地方整備局建政部長
北海道開発局事業振興部長 あて
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県建設業担当部長

国土交通省総合政策局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成16年6月25日国総建第90号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成16年6月25日国総建第90号)の一部を次のように改正する。

の3の(4)を次のように改める。

(4) 公認会計士等の数について

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)並びに税理士法(昭和26年法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。

ロ 国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の一級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。

の3に次のように付け加える。

(5) 防災協定締結の有無について

イ 防災協定とは、災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設業者と行政機関等との間の協定を言う。

ロ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災

協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

別紙の1（告示の別表第一関係）を次のように改める。

区分	評点
(1)	2616
(2)	$123 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000,000 + 2124$
(3)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000,000 + 1933$
(4)	$113 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1703$
(5)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1708$
(6)	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1760$
(7)	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1541$
(8)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1531$
(9)	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1535$
(10)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(11)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1352$
(12)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1348$
(13)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1258$
(14)	$61 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1144$
(15)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1134$
(16)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1190$
(17)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(18)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1037$
(19)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1041$
(20)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 888$
(21)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 948$
(22)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 956$
(23)	$37 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 879$
(24)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(25)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(26)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 855$
(27)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(28)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(29)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 773$
(30)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 707$

(31)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 702$
(32)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 706$
(33)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 653$
(34)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(35)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 603$
(36)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 651$
(37)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(38)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 618$
(39)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(40)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 586$
(41)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(42)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 581$
(43)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 547$
(44)	$12 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 531$
(45)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 580$

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別紙の4を次のように改める。

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から5までに掲げる死亡者及び負傷者の数、営業年数、公認会計士等の数、防災協定の有無については、告示の別表第五から別表第八までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ又はニの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ホの表において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ及びニの点数の合計点数」という。）に応じて、ホの表に掲げるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

別紙の4の八を次のように改める。

八 公認会計士等の数の点数

（告示の別表第七関係）

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点 数	10	8	6	4	2	0

別紙の4の二を次のように改める。

二 防災協定の有無の点数

（告示の別表第八関係）

区 分	(1)	(2)
点 数	3	0

別紙の4の二の次に次のように付け加える。

ホ その他の審査項目（社会性等）の評点

告示の付録第二による 点数並びにイ,ロ,ハ及び ニの点数の合計点数	その他の審査項目 (社会性等)の評点
103	987
102	980
101	973
100	967
99	960
98	953
97	947
96	940
95	933
94	927
93	920
92	913
91	907
90	900
89	893
88	887
87	880
86	873
85	867
84	860
83	853
82	847
81	840
80	833
79	827
78	820
77	813
76	807
75	800
74	793
73	787

72	780
71	773
70	767
69	760
68	753
67	747
66	740
65	733
64	727
63	720
62	713
61	707
60	700
59	693
58	687
57	680
56	673
55	667
54	660
53	653
52	647
51	640
50	633
49	627
48	620
47	613
46	607
45	600
44	593
43	587
42	580
41	573
40	567
39	560
38	553

37	547
36	540
35	533
34	527
33	520
32	513
31	507
30	500
29	493
28	487
27	480
26	473
25	467
24	460
23	453
22	447
21	440
20	433
19	427

18	420
17	413
16	407
15	400
14	393
13	387
12	380
11	373
10	367
9	360
8	353
7	347
6	340
5	333
4	327
3	320
2	313
1	307
0	0

附 則
この通知は、平成18年5月1日から適用する。